

【任継/特退者】よくある質問Q&A

本調査について	<p>Q1. 何のために行う調査ですか？</p> <p>皆様よりお預かりした保険料の適正な運用を目的として、厚生労働省からの通知(※1)に基づき、被扶養者として認定された方が、引き続き認定基準を満たし、被扶養者の資格があるかどうかを確認する調査です。</p> <div data-bbox="223 302 1117 436" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>(※1) 保発第 1029004 号 厚生労働省保険局長通知</p><p>被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。</p></div> <p>Q2. 調査書を提出しないとどうなりますか？</p> <p>扶養を継続できません。資格喪失となり、富士フィルムグループ健保の保険を使用できなくなります。</p>
	収入について

提出書類について	<p>Q8. 「所得証明書」はどこで入手できますか？</p> <p>1/1 時点で住民票登録されている市区町村の役所にて入手可能です。</p> <p>市区町村によっては「課税(非課税)証明書」など、異なる名称の場合がありますので、窓口で「収入を証明する書類」とお伝えください。</p> <p>Q9. 給与収入(公的年金収入)のみなので、「源泉徴収票」でも審査できますか？</p> <p>「源泉徴収票」では、それ以外の収入の有無を確認できないため、審査できません。</p> <p>ただし、給与収入のみの方は、「特別徴収税額の決定・変更通知書(住民税の通知)」でも審査可能です。</p> <p>Q10. 無収入ですが、収入証明書類は必要ですか？</p> <p>無収入であることを証明するために必要です。役所にてゼロ円申告(※2)をしたうえで、「所得証明書」等を入手してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(※2)ゼロ円申告とは</p> <p>収入のないことを申告(ゼロ円申告)しないと、金額の記載が省略された証明書しか発行されないため、無収入を証明するために必ず役所の窓口で申告してください。</p> <p>申告に必要なもの: 印鑑・運転免許証等の本人確認できるもの</p> </div> <p>Q11. 確定申告書(控)に税務署受付印や電子申告した際の受付日時、受付番号の記載が無く、税務署が受理したことを確認できるものがありません。どうしたら良いですか？</p> <p>下記 ① または ② をご提出ください。</p> <p>① 還付金があった方は申告書(控)と合わせて「国税還付金振込通知書」のコピーをご提出ください。</p> <p>※申告者の氏名と還付された金額が確認できるもの。銀行名や口座番号が記載されている箇所は油性マジック等で塗りつぶすなどして消してください。国税還付金振込通知書が無い方は、市区町村役場にて発行される「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」をご提出ください。</p> <p>② e-Tax「申告書等情報取得サービス」で申告書の PDF ファイルを取得してご提出ください。</p> <p>※申告書の PDF ファイル取得方法は国税庁の HP にてご確認ください。</p>
送金証明について	<p>Q12. 別居被扶養者は被保険者名義の口座から生活費を引き出していますが、送金として認められますか？</p> <p>認められません。第三者からみて被保険者から別居の被扶養者に送金していることが分かる証明が必要です。</p> <p>Q13. 被扶養者は、住民票上は別居ですが、親の介護のために実際は同居しています。送金証明が必要ですか？</p> <p>同居扱いとなりますので、送金証明は必要ありません。</p> <p>専用の申立書をご用意していますので、健保委託先(オークス)にその旨ご連絡ください。</p>
減少手続きについて	<p>Q14. 被扶養者はすでに就職していたのに、扶養から外す手続き(減少届提出)を失念していました。どうしたら良いですか？</p> <p>同封の「被扶養者異動 減少届」を就職先健康保険の資格取得日が分かる書類の写しを添付のうえ、健保に速やかに提出してください。</p> <p>Q15. 資格喪失後に富士フィルムグループ健保の保険証を使用してしまったら、どうなりますか？</p> <p>健保に「被扶養者異動 減少届」をご提出いただいてから 3~4 カ月後に、富士フィルムグループ健保が負担した医療費等をご請求させていただきますので、お支払いください。その後、新たに加えた健康保険にご自身で請求してください。</p>